

# 入札告示

札幌市告示第 4355 号

下記のとおり一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 6 年 10 月 25 日

札幌市長 秋元 克広



## 記

### 1 契約担当部局

〒060-0002 札幌市中央区北 2 条西 2 丁目 STV 北 2 条ビル 5 階

札幌市教育委員会 生涯学習部 総務課 庶務係

電話 011-211-3825

メールアドレス kyoiku@city.sapporo.jp

### 2 入札に付する事項

#### (1) 役務の名称

教育委員会産業廃棄物収集運搬処分業務

#### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

#### (3) 履行期間

契約締結日から令和 6 年 12 月 13 日まで

#### (4) 履行場所

入札説明書による。

#### (5) 入札方法

入札書に記載の単価で行う。この単位は銭の単位（1 円未満 2 けた）まで記載してよいこととする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された各単価に当該単価（金額）の 10% に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者で

あるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「廃棄物処理業」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による「産業廃棄物収集運搬業」及び「産業廃棄物処分業」の許可を受けており、許可事業の範囲に「金属くず」、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、「廃プラスチック類」のすべてを含んでいること。

なお、収集運搬業は北海道知事または札幌市長の、処分業は処分場所を管轄する首長の許可を受けた者であること。

### 4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
上記1に同じ。
- (2) 入札説明書の交付方法  
上記1の場所にて交付する。
- (3) 入札参加提出書類の受領期限  
令和6年11月8日(金) 16時00分(送付の場合は必着のこと。)  
※ 提出書類については、下記5(3)に別途掲示。

(4) 入札の日時及び場所

日時：令和6年11月21日（木）10時10分

場所：札幌市中央区北2条西2丁目 STV北2条ビル3階

札幌市教育委員会入札室

(5) 事前に持参又は送付により入札書を提出する場合の提出期限

令和6年11月20日（水）16時00分（送付の場合は必着のこと。）

(6) 入札書の提出方法

上記(4)の指定日時及び場所において、紙入札方式により直接入札箱へ投函すること（電送による提出は認めない。）。

なお、事前に入札書を提出する場合は下記のとおりとする。

ア 持参により提出する場合、入札書は「添付資料1－様式1」にて作成し、封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和6年11月21日（木）10時10分開札 教育委員会産業廃棄物収集運搬処分業務の入札書在中」の旨を記載し、上記1宛てに入札書の提出期限までに持参すること。

イ 送付により提出する場合、二重封筒とし、入札書を入れる封筒（内封筒）は、上記アのとおり作成及び記載すること。外封筒及び内封筒ともに入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和6年11月21日（木）10時10分開札 教育委員会産業廃棄物収集運搬処分業務の入札書在中」の旨を記載し、上記1宛てに入札書の提出期限までに送付すること。

※ 電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

(6) 開札

入札終了後直ちに上記(4)の場所にて行う。

ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

5 入札手続等

(1) 入札保証金

免除

## (2) 契約保証金

### 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

## (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、上記3(6)にて入札参加資格とした内容を証明するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による「産業廃棄物収集運搬業」及び「産業廃棄物処分業」の許可証の写し等を添付した資格保有状況報告書を上記4(3)で示す期限までに提出しなければならない。

また、入札者は、入札までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合、もしくは提出した書類に関する挙証書類等を求められた場合は、それに応じなければならない。

## (4) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

## (5) 契約書作成の要否

### 要

## (6) 落札者の決定方法

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 詳細は入札説明書による。